

埼玉県 獣医師会 会報

第706号

令和4年8月20日編集

発 行 所
公益社団法人 埼玉県獣医師会
〒330-0835 さいたま市大宮区北袋町1-340
(埼玉県農業共済会館内)
電 話 048(645)1906
FAX 048(648)1865
E-mail : s-vma@vesta.ocn.ne.jp
URL : <https://www.saitama-vma.org/>
振替口座 00110-9-195954番

発行責任者 高橋 三男
編集責任者 大橋 邦啓
印刷所 (株)アサヒコミュニケーションズ

記事の内容

令和4年度ソフトボール大会の開催中止について…………… 1

埼玉県獣医師連盟からの報告
自由民主党獣医師問題議員連盟総会
開催される…………… 1

会務報告
狂犬病予防委員・班長合同会議(書面開催) …… 2

新入会員報告
新入会員紹介…………… 2

予告
埼玉県獣医師会学術講習会(さいたま市支部
担当(Web開催))のお知らせ …… 3

ひろば
埼玉県獣医師会オンラインセミナー開催報告… 3
入江壯先生(農林支部)叙勲…………… 4

お知らせ

埼玉県からのお知らせ…………… 4
日本獣医師会からのお知らせ…………… 6

埼玉県獣医師会学術広報版 ……24

事務局より
事務局メモ……………24

編集後記……………25

公益社団法人 埼玉県獣医師会 会員憲章

わたくしたち埼玉県獣医師会会員は、それぞれの職域において、その責務を遂行し、県民の福祉増進に寄与するため、ここに会員憲章を定めます。

わたくしたち埼玉県獣医師会会員は

1. 動物の生命を守り、ひとびとの生活を豊かにしよう

1. 獣医学術を研鑽向上し、確信を持って業務に邁進しよう

1. 動物愛護思想を向上し、心豊かな生活をしよう

1. 環境衛生を向上し、福祉増進の実をあげよう

1. 職域を尊重し、倫理の昂揚をはかろう

令和4年度ソフトボール大会の開催中止について

令和4年度のソフトボール大会につきましては、9月23日（金・祝）に大宮けんぼグラウンドSフィールドにおいて開催の予定にしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の第7波が拡大を続けており、県内でも連日1万人以上の新規陽性者が確認されています。政府は行動制限をしない方針を示していますが、現在はオミクロン株の亜系統B A.5が主流になり、従来のように三密を避け、マスクを着用していても感染が成立するケースがあるとともに、ワクチン接種済みや過去に感染した人の再感染もみられています。

このような状況から、厚生委員会が書面協議で開催され開催中止を決定しました。この結果については役員にも了承していただきました。令和元年度の豚熱の県内発生に伴う開催中止、令和2年度及び3年度の新型コロナウイルス感染拡大に伴う開催中止に引き続いての事態となり、まことに残念ですがご理解いただきますようお願いいたします。

埼玉県獣医師連盟からの報告

自由民主党獣医師問題議員連盟総会開催される

自由民主党獣医師問題議員連盟（麻生太郎会長）の総会が令和4年7月21日（木）午前11時から、東京都千代田区霞が関の自由民主党本部において開催されました。埼玉県獣医師連盟顧問の古川俊治参議院議員が幹事長代理に選出されることになり、高橋三男埼玉県獣医師連盟理事長（埼玉県獣医師会会長）が日本獣医師連盟役員や出席議員と関連する地方獣医師連盟役員とともに出席しました。



主催者挨拶をする麻生太郎議員連盟会長
右から二人目 高橋三男理事長

冒頭、森英介幹事長が開会挨拶をした後、麻生太郎会長が挨拶をして議事に入りました。

今回は役員改選が行われ、以下の役員が選任されました。

会 長	衆議院議員	麻生 太郎
会長代行	衆議院議員	森 英介
副会長	衆議院議員	山口 俊一
副会長	衆議院議員	北村 誠吾
幹事長	参議院議員	松山 政司
幹事長代理	参議院議員	古川 俊治
事務局長	衆議院議員	山際 大志郎
事務局次長	衆議院議員	鈴木 憲和
事務局次長	参議院議員	三原 じゅん子

その後、事務局長に選出された山際大志郎衆議院議員（経済再生担当大臣、神奈川県選出、獣医師）が進行し、日本獣医師連盟の要請が行われました。藏内勇夫日本獣医師連盟顧問（日本獣医師会会長）が挨拶し、境政人委員長代行兼会計責任者（日本獣医師会副会長兼専務理事）から獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実に関する要請について説明がありました。

要請を請け、出席していた厚生労働省、農林水産省、環境省の大臣官房審議官をはじめとする幹部が要請に対する説明を行い、出席した議員からの質疑応答の後閉会となりました。

要請事項は以下のとおりです。

獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実について

- 1 感染症に対する危機管理施策の整備・充実及びワンヘルスの実践体制の構築
- 2 動物愛護管理法に基づくマイクロチップの装着・登録事業の適正な運用
- 3 高度かつ専門的な獣医療の提供体制の整備
- 4 公務員獣医師及び産業動物診療獣医師の確保と処遇改善

会務報告

第1回狂犬病予防委員会・班長合同会議(書面開催)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、狂犬病予防委員会と班長会議の合同会議とし、令和4年8月5日付けで各委員及び班長あての書面により次の事項を協議した。

1 協議事項

- (1) 令和4年度集合狂犬病予防注射実施結果について

実施者数286名、注射頭数56,149頭(対前年比102.4%)であった。

盲導犬の注射は集合注射2頭、病院注射12頭であった。

注射事故については顔面腫脹が1頭、食欲・元気低下、震えが1頭あったが、いずれも回復している。

予防注射実施に伴う資材処理費や会場協力費等の費用については各班長あてに振込むこととした。

新入会員報告

新 入 会 員 紹 介



たはら ゆうじ
田原 悠司

団体支部

勤務部会

支 部 名	氏 名	勤 務 先
団体	田 原 悠 司	入間市・たかくら動物病院

予 告

埼玉県獣医師会学術講習会(さいたま市支部担当(Web開催))のお知らせ (獣医師生涯研修事業ポイント対象 カリキュラム番号 小2(1) 小3(9))

学術委員長・さいたま市支部長 高橋 一成
学術委員 林津 陽平

この度、日本大学獣医学科獣医外科学研究室教授の枝村一弥先生をお招きし、整形外科疾患の一時対応を中心に実践的に学ぶセミナーを開催いたします。

骨折や脱臼の症例が来院した際に、外科手術までの間の応急処置で困ったことはありませんか？ご自分で手術をしないとしても、二次診療施設に依頼するまでの間安定化させる方法を一緒に学びましょう！

明日からの診療に役立つ講義内容となっております。多くの先生方のご参加をお待ちしております。

日 時：令和4年10月25日(火)
20:00～22:00

演 題：「日常の診療で知っておくべき骨折・脱臼の一次管理」

講 師：日本大学 獣医学科 獣医外科学研究室 教授 枝村 一弥 先生
獣医師、博士(獣医学)、日本小動物外科専門医

参 加 費：無 料

視聴方法：Zoom形式

申込方法：下記URLまたはQRコードより事前登録をお願いいたします。
<https://forms.gle/2vFyiPrrjlEBq8N79>



そ の 他：本講習会はZoomミーティングにより実施いたします。
Zoomを初めて使用される方は事前にダウンロードと登録をお願いいたします(無料)。
(<https://zoom.us/download>)
Zoomの表示名は会員名をお願いいたします。
なるべくネット通信環境の良い場所でご視聴ください(速度が遅いと音声・画像が乱れる場合があります)。
講習会の録画・録音はご遠慮ください。この講習会の見逃し配信は行いません。

ひろば

埼玉県獣医師会オンラインセミナー開催報告

学術委員会・委員長 高橋 一成

新型コロナウイルスの感染も一向に治まらず、なかなか対面での講習会を開催することができない状況ですが、令和4年7月13日(水)に住友ファーマアニマルヘルス主催の再生医療に関するオンラインセミナーを後援することにより、会員向けのセミナーとして開催したところ、58名の会員に視聴していただき無事終了しました。ご協力ありがとうございました。

〈受講者内訳〉

受講会員数	さいたま市支部	南支部	西支部	北支部	東支部	団体支部
58名	16名	7名	15名	3名	10名	7名

入江壯先生(農林支部)叙勲

農林支部の入江 壯(いりえ そうし)先生(行田市在住)におかれましては、令和4年8月1日に発表された高齢者叙勲におきまして、地方自治功労により瑞宝双光章を授与されました。

入江先生は日本獣医畜産大学を卒業後、埼玉県庁に奉職され、畜産試験場(現農業技術研究センター)において牛の繁殖技術の研究に尽力され、多くの功績をあげました。大宮家畜保健衛生所(現中央家畜保健衛生所)所長を最後に県を退職されましたが、今年米寿を迎えられ、その功績が認められて叙勲の栄に浴されました。まことにおめでとうございます。



お知らせ

公益社団法人 埼玉県獣医師会
会長 高橋 三男 様

畜安第385-2号
令和4年7月19日

埼玉県農林部畜産安全課
課長 加 藤 幸 彦(公印省略)

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について(通知)

日頃より本県の家畜衛生行政に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条第1項の規定により読み替えて適用される第44条第2項及び第49条第1項の規定に基づき、標記省令が公布、施行されました。

つきましては、貴会会員へ周知いただくとともに動物用医薬品の適切な取扱いについて御協力をお願いいたします。

記

1 改正内容

変形性関節症に伴う疼痛の緩和に使用されるフルネプトマブ(遺伝子組換え)を有効成分とする製剤(猫用)及びベジンプトマブ(遺伝子組換え)を有効成分とする製剤(犬用)の製造販売が承認されることに伴い、これらの製剤を劇薬及び要指示医薬品に指定。

2 施行期日

令和4年7月19日

3 今般承認される動物用医薬品の概要

有効成分	販売名	製造販売業者	対象動物	効能
フルネプトマブ (遺伝子組換え)	ソレンシア	ゾエティス・ ジャパン株式会社	猫	変形性関節症に 伴う疼痛の緩和
ベジンプトマブ (遺伝子組換え)	リブレラ5、10、 15、20、30		犬	

畜安第423-1号
令和4年8月15日

公益社団法人 埼玉県獣医師会
会長 高橋 三男 様

埼玉県農林部畜産安全課
課長 加 藤 幸 彦(公印省略)

獣医療法施行規則の一部改正について(通知)

日頃より本県の家畜衛生行政に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和4年8月1日付けで、「獣医療法施行規則の一部を改正する省令」(令和4年農林水産省令第45号)が交付され、令和7年4月1日から施行されることとなりました。

今回の改正内容は下記のとおりです。

つきましては、貴会会員へ周知いただくとともに放射線診療従事者等の放射線の防護等について御指導いただきますよう御協力をお願いいたします。

記

改正内容

(1) エックス線装置について講じなければならない防護措置として、手で保持して撮影する口内法撮影用エックス線装置の漏れ放射線※を、装置表面において0.05ミリグレイ毎時以下とすることを追加(施行規則第8条第1項第1号)。

※漏れ放射線：放射線源の防護しゃへい物を通過する電離放射線

(2) また、撮影用エックス線装置について講じなければならない防護措置として、口内法撮影用エックス線装置を手で保持して使用する場合には、利用線すい以外のエックス線から操作者を防護するための取り外すことのできないしゃへい体を備えることを追加(施行規則第8条第3項第3号)。

2022/07/20

地方獣医師会事務局 御中

公益社団法人日本獣医師会
事業・獣医事担当

【情報提供】この度、農水省畜産局畜産振興課長から、家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)に基づく立入検査を実施したところ、法令が遵守されず適正な業務が行われていないと考えられる状況が散見されたことをうけ、家畜人工授精所、獣医師、家畜人工授精師等の関係者に指導徹底するよう依頼がありました。

つきましては、貴会会員に通知方よろしくお願いいたします。

4 畜産第720号

令和4年6月24日

公益社団法人 日本獣医師会 会長 殿

農林水産省畜産局畜産振興課長

家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争の 防止に関する法律の遵守の徹底について

家畜改良増殖法の一部を改正する法律(令和2年法律第21号)及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律(令和2年法律第22号。以下「遺伝資源法」という。)が令和2年10月に施行されたことを踏まえ、家畜人工授精所における業務の実態の把握や法令遵守の徹底等を図るため、都道府県等の関係機関及び関係団体の協力の下、各家畜人工授精所に対し自己点検の実施を要請するとともに、家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号。以下「増殖法」という。)に基づく立入検査を実施しました。

これらの結果は、別添のとおりであり、自己点検及び立入検査のいずれにおいても、ほとんどの家畜人工授精所において法令が遵守されるとともに、適正な業務実施が図られていた一方、一部の家畜人工授精所において、

- ① 家畜人工授精用精液とその家畜人工授精用精液証明書の一体的な取扱い
- ② 家畜人工授精簿の適正な記載、保存及び関係書類の添付
- ③ 授精証明書の適切な交付に係る対応
- ④ 容器への表示や譲渡等記録簿の記載・保存
- ⑤ 家畜人工授精所の開設者の都道府県知事に対する運営状況の報告に係る対応
- ⑥ 遺伝資源法による知的財産としての価値の保護に必要な契約等による使用者の範囲や目的の制限の明示

等について法令が必ずしも遵守されず適正な業務が行われていないと考えられる状況にありました。

このような状況を看過すると、家畜人工授精用精液、家畜体内受精卵又は家畜体外受精卵(以

下「精液等」という。)の不正流通や和牛の血統矛盾につながるおそれがあることから、遵守の徹底が必要な事項等を下記のとおり取りまとめましたので、貴会会員の家畜人工授精所、獣医師、家畜人工授精師等の関係者に指導の徹底をお願いします。

また、本職としては、今後とも家畜人工授精所への増殖法に基づく立入検査の実施等により、精液等の流通の適正化や知的財産としての価値の保護を図っていく所存ですので、併せて周知願います。

記

1 家畜人工授精用精液等とその家畜人工授精用精液証明書等の一体的な取扱いについて (増殖法第13条及び第14条関係)

精液等は、その外観から精液等を採取した家畜などを識別することが困難であるため、増殖法第13条により、精液等を採取・処理した獣医師又は家畜人工授精師は、その内容を証明するための情報を記載した家畜人工授精用精液証明書、家畜体内受精卵証明書又は家畜体外受精卵証明書(以下「精液証明書等」という。)を添付しなければならない旨規定されるとともに、同法第14条により、精液証明書等が添付されていない精液等の譲渡等を禁止する旨規定され、精液等と精液証明書等は一体的に取り扱わなければならないこととされています。

また、精液証明書等は、正しく記載されることが前提であり、誤った内容が記載されている又は記載内容に欠落があるものは、その効力を有しないため、注意願います。

2 家畜人工授精簿への適正な記載、保存及び関係書類の添付について (増殖法第15条関係)

家畜の改良増殖上、血統の正確な記録が必須であるため、血統を証明する手段を確保する観点から、増殖法第15条により、獣医師又は家畜人工授精師は、家畜人工授精や家畜受精卵移植を行ったときは、遅滞なく、家畜人工授精又は家畜受精卵移植に関する事項を家畜人工授精簿に記載し、5年間保存しなければならない旨規定されています。

また、注入又は移植した精液等に対応する使用済みの精液証明書等は、他の精液等への添付により不正流通に利用されることなどを防止するため、授精証明書又は体内(体外)受精卵移植証明書(以下「授精証明書等」という。)を交付する前においては、家畜人工授精簿に添付するとともに、使用した精液等のストローは速やかに照合できるように保管する必要があります。

3 授精証明書及び体内(体外)受精卵移植証明書の適切な交付について (増殖法第22条関係)

授精証明書等の交付に当たっては、家畜改良増殖法施行規則(昭和25年農林省令第96号。以下「増殖法施行規則」という。)様式第17号、第18号又は第19号により、注入又は移植した精液等に対応した精液証明書等を貼り付けるとともに、授精証明書等を交付した場合、家畜人工授精簿との照合により、確実に血統を証明することができるよう、その写しを書面又は電磁的記録により保管しておく旨規定されています。

また、上記の観点から、授精証明書等の写しは家畜人工授精簿と同様に5年間保管してください。

4 特定家畜人工授精用精液等に関する規制について

(増殖法第32条の4及び第32条の5関係)

特定家畜人工授精用精液等の適正な流通を確保する上で、不適切な流通事案が発生した場合にその発生原因と流通範囲を迅速に特定できるようにするため、令和2年10月の増殖法の改正により、容器への表示(増殖法第32条の4)や譲渡等記録簿の記載・保存(増殖法第32条の5)をしなければならない旨規定されました。

また、容器への表示については、増殖法施行規則第42条に規定された内容について、当該精液等を取り扱う者が迅速に判読できるよう、適切に表示してください。

5 家畜人工授精所の開設者による都道府県知事に対する運営状況の報告について

(増殖法第34条関係)

農林水産大臣及び都道府県知事において、家畜人工授精所の監督を適切に行うことができるよう、令和2年10月の増殖法の改正により、同法第34条第3項において家畜人工授精所の開設者は、毎年、当該家畜人工授精所の運営状況を都道府県知事に報告しなければならない旨規定されました。

また、特定家畜人工授精用精液等については、特にその適正な流通を確保する必要があるものとして、増殖法施行規則様式第28号により、月ごとに特定家畜人工授精用精液等の生産数量、譲受数量、譲渡数量、利用数量、廃棄又は亡失した数量及び月末時点の保存数量を整理して記載・報告することとされています。

6 その他増殖法に基づく精液等の流通適正化のための対応について

増殖法第25条において、家畜人工授精所は家畜人工授精等の業務を的確にかつ衛生的に実施するために必要な構造、設備及び器具を備えることとされています。

また、不正流通等を防止するため、精液等の処理・保管場所については、施錠するなど盗難防止措置を徹底してください。

7 遺伝資源法に基づく知的財産としての価値の保護のための対応について

遺伝資源法第2条第1項において、同法の保護対象となる「家畜遺伝資源」を、「家畜遺伝資源生産事業者が業として譲渡し、又は引き渡す特定家畜人工授精用精液等であって、当該家畜遺伝資源生産事業者が契約その他農林水産省で定める行為(以下「契約等」という。)によりその使用する者の範囲又はその使用の目的に関する制限を明示したもの」と定義していることから、特定家畜人工授精用精液等について譲渡契約締結の促進を図っています。

また、譲り受けた特定家畜人工授精用精液等を第三者へ譲渡した場合に、当該第三者において家畜遺伝資源生産事業者が契約等により明示した使用する者の範囲又はその使用の目的に関する制限を超えて譲渡や使用等がされることがないように、譲受元との契約と同様の内容を当該第三者に対し契約により義務づけてください。

※別添省略

2022/07/20

地方獣医師会事務局 御中

公益社団法人日本獣医師会
事業・獣医事担当

【情報提供】この度、農水省薬事監視指導班から、指定薬物として3物質が指定された旨、厚生労働省医薬・生活衛生局長から都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長宛てに通知した旨、周知依頼がありました。

つきましては、貴会会員に通知方よろしくお願いいたします。

事 務 連 絡

令和4年7月1日

公益社団法人 日本獣医師会 専務理事 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
課長補佐(薬事監視指導班担当)

**医薬品、医療機器等の品質、有効性及び
安全性の確保等に関する法律 第二条第十五項に規定する指定薬物及び
同法第七十六条の四に規定 する医療等の用途を定める省令の
一部改正について(通知)**

このことについて、厚生労働省医薬・生活衛生局長より別添写しのとおり通知 があったので、
お知らせ致します。

薬生発0628第4号

令和4年6月28日

農林水産省消費・安全局長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公印省略)

**医薬品、医療機器等の品質、有効性及び
安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する
指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する
医療等の用途を定める省令の一部改正について(施行通知)**

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第15項に規定する指定薬物等については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成19年厚生労働省令第14号)において定めています。

本日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第98号)が公布されたことに伴い、各都道府県知事、各保健所設置市長及び各特別区長宛てに、別添写しのとおり通知しましたので、貴職におかれましては、御了知の上、関係機関への周知をお願い申し上げます。

(写)

薬生発0628第1号
令和4年6月28日都道府県知事
各 保健所設置市長 殿
特別区長厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公印省略)**医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に
規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について(施行通知)**

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第2条第15項に規定する指定薬物等については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成19年厚生労働省令第14号)において定めています。

本日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第98号)が公布されましたので、下記について御了知の上、関係各方面に対する周知と適切な指導をお願い申し上げます。

記

1. 指定薬物の指定

(1)新たに指定された物質

次に掲げる3物質について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む。)を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第2条第15項に規定する指定薬物として指定した。

- ① 2-(エチルアミノ)-2-(3-メチルフェニル)シクロヘキサノン及びその塩類
- ② 1-(2-ジエチルアミノ)エチル-5-ニトロ-2-(4-プロポキシベンジル)ベンズイミダゾール及びその塩類
- ③ 1-(シクロブチルメチル)-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類

(2)指定された物質を含む物

(1)に掲げる物質のいずれかを含有する物(ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。)は指定薬物であり、規制の対象となる。

2. 施行期日

公布の日(令和4年6月28日)から起算して10日を経過した日(令和4年7月8日)から施行する。

2022/07/27

地方獣医師会事務局 御中

公益社団法人日本獣医師会
事業・獣医事担当

【情報提供】この度、農水省獣医事班から、新型コロナウイルス感染症の3回目接種について周知依頼がありました。

つきましては、貴会会員に通知方よろしくお願いいたします。

公益社団法人日本獣医師会
境副会長 様

農林水産行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、若い世代を中心に感染者が急増している一方で、若い世代の3回目接種は3～5割台と低い状況にあります。

そのため、改めて若い世代に向けた、政府の広報活動等を強化しておりますことから、貴団体におかれましても、適宜、リーフレットや動画資料をご活用いただき、貴会員への周知や各所での掲示・配布をいただくとともに、積極的な広報にご協力いただければ幸いです。

また、各企業・団体等において従業員にワクチン接種の呼びかけ等が行われますよう、貴会員の皆様に働きかけていただければ幸いです。

引き続き、新型コロナワクチンの接種推進のため、ご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

<添付資料>

- ・「今、コロナワクチンについてお伝えしたいこと」
- ・リーフレット「3回目接種がまだお済みでない皆さまへ」(2022年7月)

リンク <https://www.mhlw.go.jp/content/000966240.pdf>

大水 萌
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
獣医事班

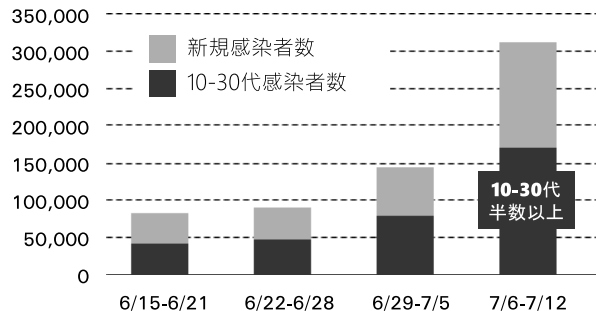
2022年
7月

今、コロナワクチンについてお伝えしたいこと 「若い世代の3回目接種推進に向けて」

内閣官房

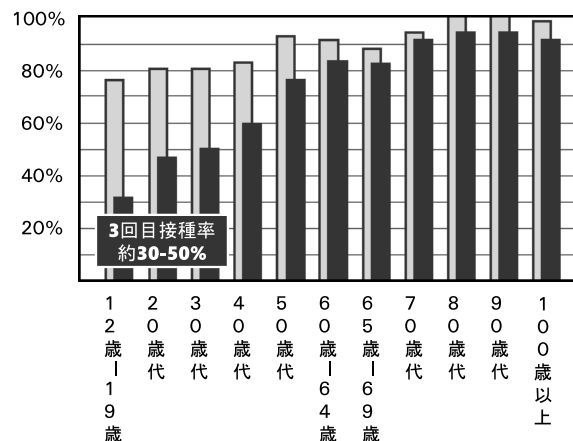
現在、若い世代を中心に感染者が急増している一方、若い世代の3回目ワクチン接種は3～5割台にとどまっています。

現在、若年層を中心に全国的に
新規感染者の増加がみられます。
(新規感染者の半数以上が10-30代)



ほぼ全世代において8割以上の方に2回目の接種を完了いただいておりますが、特に、10～30代の若年層における3回目接種率が低いことが課題です。

□ 2回目接種済率
■ 3回目接種済率



若い方であっても、重症化したり、倦怠感などの症状が長引いたりする可能性があります。

3回目のワクチン接種は、皆様ご自身を守るだけでなく、家族、友人、高齢者など、大切な方を守ることもつながります。ご理解とご協力をよろしくお願いします。

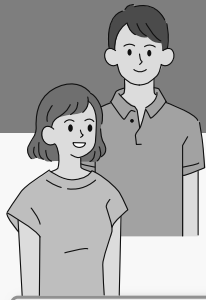
関係団体の皆様へのお願い

若い世代のワクチン接種促進に向けて、7、8月を「ワクチン推進強化月間」とし、政府の広報活動を強化中です。関係団体の皆様からも貴団体における広報等の場において、積極的に働きかけていただけますと幸いです。また、各企業・団体等において従業員にワクチン接種の呼びかけ等が行われますよう、会員企業・団体等の皆様に貴団体から働きかけていただけますと幸いです。参考までに、働きかけに必要なリーフレットや参考動画のURLをご連絡させていただきますので、ご協力何卒よろしくお願い致します。

なお、働きかけるに当たっては、ワクチン接種はご本人の意思に基づき接種いただくものであるため、接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをしたりすることのないようお願い致します

【政府広報動画等】

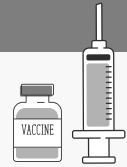
- 西川きよし氏、蛭原徹氏、J01の皆様との総理対談
- 青山学院大学 原晋監督のテレビCM <https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg24215.html>
- ボンボンTVでの大阪大学忽那教授との対談 <https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg24617.html>
- 総理からのメッセージ動画 <https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg24760.html>
- 3回目接種のお知らせのリーフレット <https://www.mhlw.go.jp/content/000966240.pdf> など



新型コロナワクチン
3回目接種がまだお済みでない皆様へ

2022年7月

3回目接種をご検討ください



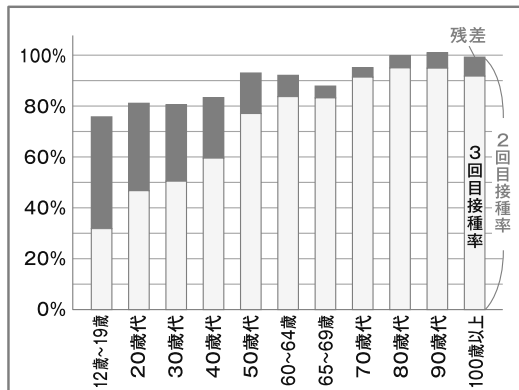
第89回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード
(令和4年6月30日)において、「新規感染者数が全国的に上昇しており、特に大都市で増加している」と指摘されています

- 初回免疫(1・2回目接種)によるオミクロン株感染に対する感染予防効果や発症予防効果は著しく低下します。
- 7月以降、3連休や夏休みなどを迎え、接触の増加等が予想されます。

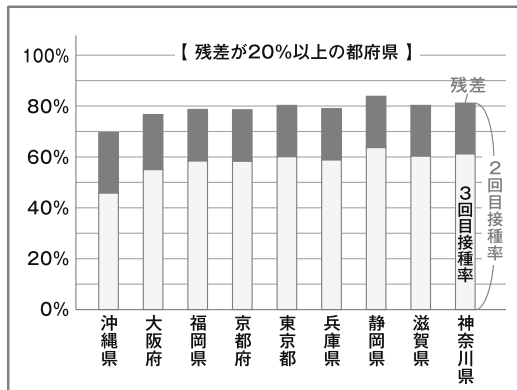
第89回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード(令和4年6月30日)より

【年代別】2・3回目ワクチン接種率

(2回目接種後に3回目接種をまだしていない人の割合を残差として示しています。)



【地域別】2・3回目ワクチン接種率



首相官邸ホームページ掲載資料(令和4年7月11日公表時点)から作成

3回目接種によりオミクロン株感染に対する感染予防効果、発症予防効果や入院予防効果が回復します。

出典: UKHSA COVID-19 vaccine surveillance report Week 11, 17 Mar 2022
Tseng (Nature Medicine 2022) MMWR Morb Mortal Wkly Rep. 2022; 71(4).

- 3回目接種の対象になるのは、2回目のワクチン接種を終了した12歳以上の方です。
- 3回目接種で使用するワクチンは、①ファイザー社(12歳以上) ②モデルナ社(18歳以上) ③武田社ワクチン(18歳以上)の3種類です。

◎3回目接種の詳しい情報については、こちらをご覧ください。➡



◎各自治体の接種場所については、お住まいの市町村のホームページや
広報、接種総合案内「コロナワクチンナビ」をご覧ください。

◎住民票がある場所（住所地）以外での接種について

- ・入院・入所中の医療機関や施設でワクチンを受ける方 ➡ 医療機関や施設でご相談ください。
- ・基礎疾患で治療中の医療機関でワクチンを受ける方 ➡ 医療機関でご相談ください。
- ・お住まいが住所地と異なる方 ➡ 実際にお住まいの地域でワクチンを受けられる場合があります。
実際にお住まいの市町村ホームページでご確認いただくか、相談窓口にお問い合わせください。



◎ワクチンを受けるにはご本人または保護者の同意が必要です。

ワクチンを受ける際には、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について、正しい知識を持っていただいた上で、ご本人または保護者の意思に基づいて接種をご判断いただきますようお願いいたします。受ける方または保護者の同意なく、接種が行われることはありません。

職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に対して差別的な対応をすることはあってはなりません。

◎予防接種健康被害救済制度があります。

予防接種では健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことはできないことから、救済制度が設けられています。

申請に必要な手続きなどについては、住民票がある市町村にご相談ください。

ワクチンを受けた後も、マスクの着用など、感染予防対策の継続をお願いします

新型コロナワクチンは、新型コロナウイルス感染症の発症を予防する効果が確認されていますが、その効果は100%ではありません。また、ウイルスの変異による影響もあります。

このため、皆さまに感染予防対策を継続していただくようお願いいたします。具体的には、「3つの密（密集・密接・密閉）」の回避、マスクの着用、石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒の励行などをお願いします。

感染予防対策を
継続していただ
くよう願いま
す。



密集場所



密接場面



密閉空間

「3つの密（密集・密接・密閉）」の回避



マスクの着用



石けんによる
手洗い



手指消毒用アルコール
による消毒の励行

新型コロナワクチンの詳しい情報については、
厚生労働省のホームページをご覧ください。

厚労 コロナ ワクチン 検索



2022/07/28

地方獣医師会事務局 御中

公益社団法人日本獣医師会
事業・獣医事担当

【情報提供】この度、農林水産省家畜防疫対策室から、令和4年6月13日をもって、OIEのホームページにて日本が高病原性鳥インフルエンザの清浄化宣言をなされた旨、情報共有がありました。

またこれに伴い、全国から家きん由来製品の主な輸出国・地域への輸入が可能となっています。つきましては、貴会会員に通知方よろしくお願いいたします。

家きん疾病関係団体の皆様

平素よりお世話になっております。

高病原性鳥インフルエンザ関連で1点情報共有です。

我が国が国際獣疫事務局(OIE)に提出した高病原性鳥インフルエンザの清浄化宣言が、令和4年6月13日を開始日として、OIEのウェブサイトに掲載されましたので、お知らせいたします。

また、清浄化に伴い、全国から家きん由来製品の主な輸出国・地域への輸出が可能となります。

詳細については、以下農林水産省HPを御参照ください。

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220727.html>

令和3年度シーズンの本病発生時における関係者の皆様の御協力に、心より感謝申し上げます。

令和4年度シーズンにおきましても、飼養衛生管理の徹底による本病の予防並びに早期発見及び早期通報に御協力いただきますよう、お願いいたします。

また、万が一の本病発生時には、引き続き、御協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

農林水産省 消費・安全局 動物衛生課

家畜防疫対策室 防疫企画班

酒田 光輝

事務連絡

令和4年7月29日

公益社団法人 日本獣医師会
専務理事 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
課長補佐(薬事監視指導班担当)

**麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び
麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び
向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令等の公布について(通知)**

このことについて、厚生労働省医薬・生活衛生局長より別添写しのとおり通知があったので、お知らせ致します。

薬生発0727第2号

令和4年7月27日

農林水産省消費・安全局長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公印省略)

**麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する
政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令等
の公布について(通知)**

本日、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第255号)等が公布されたことに伴い、各都道府県知事、各保健所設置市長及び各特別区長宛てに、別添写しのとおり通知したので、内容を御了知の上、関係各機関に周知されるようお願い申し上げます。

薬生第 0727 第 1 号
令和 4 年 7 月 27 日

〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区長〕殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令等の公布について (通知)

本日、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令(令和 4 年政令第 255 号。以下「改正政令」という。)及び麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令(令和 4 年厚生労働省令第 105 号)が公布されましたので、貴職におかれましては、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知の徹底と適切な指導をお願い申し上げます。

記

第 1 改正の趣旨

今般、国際連合事務総長より、千九百六十一年の麻薬に関する単一条約(昭和 39 年条約第 22 号)第 3 条第 7 項の規定に基づき、2 物質を附表 1 に、向精神薬に関する条約(平成 2 年条約第 7 号)第 2 条第 7 項の規定に基づき、1 物質を付表 II に、また、麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約(平成 4 年条約第 6 号)第 12 条第 6 項の規定に基づき、3 物質を付表 I に、それぞれ追加することが決定された旨の通告があった。

このため、わが国でも、国内法令(麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令(平成 2 年政令第 238 号。以下「麻薬等指定

政令」という。)、麻薬及び向精神薬取締法施行令(昭和 28 年政令第 57 号。以下「施行令」という。))及び麻薬及び向精神薬取締法施行規則(昭和 28 年厚生省令第 14 号。以下「施行規則」という。))を改正し、これらの物質を麻薬又は特定麻薬向精神薬原料として規制するため必要な措置をとるものであること。

第 2 改正の内容

1 麻薬等指定政令の一部改正

(1) 次の 3 物質を新たに麻薬に指定した。

- ① 2-エチルアミノ-1-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)ブタン-1-オン及びその塩類
 - ② 1-(ジェチルアミノ)エチル-2-(4-メトキシベンジル)-5-ニトロベンズイミダゾール及びその塩類
 - ③ 1-(1-[1-(4-プロモフェニル)エチル]ピペリジン-4-イル)-1, 3-ジヒドロ-2 H-ベンゾ [d] イミダゾール-2-オン及びその塩類
- ※ ①：向精神薬に関する条約の付表 II に追加
②③：千九百六十一年の麻薬に関する単一条約の附表 1 に追加

(2) 次の 3 物質を新たに麻薬向精神薬原料に指定した。

- ① 4-アアニリノピペリジン及びその塩類
 - ② 1, 1-ジメチルエチル=4-アアニリノピペリジン-1-カルボキシラート及びその塩類
 - ③ N-フェニル-N-(ピペリジン-4-イル)プロパンアミド及びその塩類
- ※ 麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約の付表 I に追加

2 施行令の一部改正

1 (2) の 3 物質を特定麻薬向精神薬原料に指定した。

3 施行規則の一部改正

今回、麻薬向精神薬原料に指定した 3 物質のうち、一定濃度以下のものについては、麻薬向精神薬原料に関する規制の適用を除外することとし、これらの物質として 50%を超えて含有する物について、別表第三に追加指定した。

- ① 4-アアニリノピペリジンとして 50%を超えて含有する物
- ② 1, 1-ジメチルエチル=4-アアニリノピペリジン-1-カルボ

キシラートとして50%を超えて含有する物

- ③ N-フェニル-N-（ピペリジン-4-イル）プロパンアミドとして50%を超えて含有する物

第3 留意事項

- 4 施行期日
公布の日（令和4年7月27日）から起算して30日を経過した日（令和4年8月26日）から施行する。

第4 麻薬関係

- (1) 医薬品製造業者、研究者又はその他の者が業務又は研究のため、今般麻薬に指定される物質（以下「麻薬指定物質」という。）を継続して取り扱う場合には、改正政令の施行日以降、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「法」という。）による規制を受けることから、施行日までにあらかじめ麻薬研究者等の免許取得等必要な手続を行わせるとともに、記録、保管、届出等の規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたい。
- (2) 既に麻薬研究者等の免許を取得している者が、麻薬指定物質を取り扱う場合についても、（1）と同様に記録、保管、届出等の規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたい。
- (3) （1）及び（2）について、法第49条等の規定に基づく麻薬研究者等の届出書に記載する麻薬指定物質の期初在庫数量については、施行日現在の在庫数量を記載するよう指導されたい。
- (4) 医薬品製造業者、研究者又はその他の者が所有している麻薬指定物質のうち、今後必要としないものについては、改正政令の施行日までに廃棄するよう指導されたい。なお、麻薬指定物質を廃棄するときは、焼却等の当該物質を回収することが困難となるような方法で行うよう指導されたい。
- (5) 改正政令の施行日以降に麻薬指定物質を発見した場合は、所定の調査を行い、状況に応じた措置をとられたい。

にあらかじめ（施行日と取り扱うこととなる日が同日の場合は施行日に）特定麻薬等原料製造業者等の届出等必要な手続を行わせるとともに、記録、保管、届出等を行うことについて指導されたい。

- (2) 麻薬等原料輸入業者及び麻薬等原料輸出業者のうち、

ア 現に、特定麻薬向精神薬原料物質を取り扱う者に対しては、施行日以降、特定麻薬向精神薬原料指定物質を取り扱うようになる場合には、他の特定麻薬向精神薬原料と同様、記録、保管、届出等を行うことについて指導されたい。

イ 新たに特定麻薬向精神薬原料を取り扱うこととなる者に対しては、施行日以降、特定麻薬向精神薬原料指定物質を輸入（輸出）する場合には、輸入（輸出）の都度、地方厚生（支）局麻薬取締部を経由し、厚生労働大臣へ事前の届出を行うこと等について指導されたい。

(3) 現に、特定麻薬向精神薬原料を取り扱う特定麻薬等原料製造業者等に対しては、施行日以降、特定麻薬向精神薬原料指定物質を取り扱う場合には、他の特定麻薬向精神薬原料と同様に、記録、保管、届出等を行うことについて指導されたい。

第4 物質の構造式等別添のとおり

第5 その他

- 1 指定薬物としての指定解除について
麻薬指定物質は、現在、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物として指定されているが、今般の改正政令の施行により、麻薬として指定され、指定薬物ではなくなる。
これに伴い、本日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第106号）が公布されているので、併せて御了知いただきたい。

- 2 「輸入及び輸出の届出を要しない麻薬向精神薬原料の量」等について
特定麻薬向精神薬原料指定物質については、輸出入及び事故の際には、その量にかかわらず届出が必要であるため注意されたい。

4日獣発第112号

令和4年8月1日

地方獣医師会会長各位

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫
(公印及び契印の押印は省略))

農場 HACCP 認証基準の一部改正について

このことについて、令和4年7月12日付け4消安第1747号により農林水産省消費・安全局長から別紙のとおり通知がありました。

このたびの通知は、平成21年に公表された「畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証基準(農場HACCP認証基準)」について、公表から10年以上経過した間に、家畜伝染病予防法の改正や、国内での口蹄疫(平成22年)や豚熱(平成30年度以降)が発生したこと、アフリカ豚熱の侵入リスクが高まったこと等を踏まえ、取組内容の更なる充実を図るべく、一部改正を行った旨の周知依頼がありました。

つきましては、貴会会員に通知いただくとともに、農場HACCP認証取得農場においては速やかに改正後の基準へ対応されるよう、ご指導いただきますようお願いいたします。

※別紙省略

広告

人が食べるものと同じだけ安全で
美味しいものを愛犬にも与えたい。

ドクタークレド

Dr. CREDO

胃腸と皮膚が気になる

成犬用 総合栄養食

No.1

血流と健康が気になる

中・高齢犬用 総合栄養食

No.2

体重と健康が気になる

成犬用 総合栄養食

No.3

美味しさに
自信

ドクターイデア

Dr. IDEA

こだわりの国産品。

いつでも新鮮! 小分けパック。

下部尿路に

No.1

体重管理に

No.2

7歳から

No.3

愛犬・愛猫のトータルサポートフード

着色料不使用

自然派由来の酸化防止剤



森久保CAメディカル株式会社

神奈川 : 046-206-5713
三郷 : 048-948-2112

山梨 : 055-267-6758
茨城 : 0296-54-6101

東京 : 042-564-2381
千葉 : 043-309-5430

埼玉 : 04-2968-0881

2022/08/02

地方獣医師会事務局 御中

公益社団法人日本獣医師会
事業・獣医事担当

【情報提供】この度、農水省獣医事班から、新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮に関して、周知依頼がありました。

つきましては、貴会会員に通知方よろしくお願いいたします。

令和4年8月2日

公益社団法人 日本獣医師会
境政人 副会長兼専務理事 殿

新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの 証明書等の取得に対する配慮に関する要請書

日頃より、新型コロナウイルス感染症対策に格別の御理解・御配慮を賜りまして、厚く御礼申し上げます。新型コロナウイルス感染症については、新規感染者数が全国的にこれまでで最も高い感染レベルを更新し続けており、全ての都道府県で前回の感染拡大を大きく超え、急速な感染拡大が継続しています。現在主流となり、置き換わったと推定されるオミクロン株のBA.5系統は、感染者数がより増加しやすいことが示唆され、免疫逃避が懸念されるため、感染者数の増加要因となりえます。多くの地域で新規感染者数の増加が続くこと、あるいは少なくとも横ばいが見込まれ、また全国的には今後過去最多を更新していくことも予測されるため、医療提供体制への影響も含め最大限の警戒感をもって注視していく必要があります。

こうした中で、本年7月29日に新型コロナウイルス感染症対策本部において「病床、診療・検査医療機関のひっ迫回避に向けた対応」を決定し、医療のひっ迫を回避するための対策を確実に実施していくこととなりました。

貴団体におかれましては、これまで新型コロナウイルス感染症に係る当省からの度重なるお願いについて、その趣旨を御理解いただき、会員などへの周知啓発にご尽力をいただいたところで、直近の感染状況等に鑑み、医療機関や保健所が重症化リスクのある方への対応を確実に行うことができるよう、以下の点について、改めて会員等に対して、広く周知啓発いただけますようお願い申し上げます。

記

- 一 従業員又は生徒等(以下、「従業員等」という。)が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際、当該従業員等から、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類を求めないこと。

やむを得ず証明を求める必要がある場合であっても、真に必要な限り、医療機関や保健所が発行する書類ではなく、従業員等が自ら撮影した検査の結果を示す画像等や、自ら

My HER-SYSで取得した療養証明書(ログイン後、ただちに取得可能。別添参照)等により、確認を行うこと。

- 二 従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染し、療養期間(※)が経過した後に、改めて検査を受ける必要はないこととされていることを踏まえ、当該従業員等が職場や学校等に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないこと。

※有症状の場合は10日間、無症状の場合は7日間。

- 三 従業員等が保健所から新型コロナウイルス感染症の患者の濃厚接触者と認定され、待機期間が経過した後に、職場又は学校等に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないこと。

ただし、当該従業員等が抗原定性検査キットによる検査により待機期間を短縮する場合には、その検査結果を画像等で確認することは差し支えない。

- 四 従業員等以外の者(顧客や来訪者などを想定)に対して、新型コロナウイルス感染症の感染の有無を確認する必要がある場合には、可能な限り、自らMy HER-SYSで取得した療養証明書(感染していることを確認する場合に限る)や抗原定性検査キットにより自ら検査した結果等で確認を求めるとし、真に必要な限り、医療機関や保健所から発行された療養証明書(紙)の提出を求めないこと。

※今般の急速な感染拡大の中、当面の間、保健所等における療養証明書の申請の受付を一時中止し、地域の感染状況に応じて業務を再開することとして差し支えない取扱としている。

消費・安全局 局長 森 健

※別添省略

4日獣発第134号

令和4年8月12日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫
(公印及び契印の押印は省略))

家畜改良増殖法第4条第1項及び第6条第3項の適正実施について

このことについて、令和4年7月27日付け4畜産第1093号をもって農林水産省畜産局畜産振興課長から別紙のとおり通知がありました。

このたび、馬の飼養者が都道府県知事から種畜証明書の交付を受けた後、定期種畜検査を受けずに有効期間を経過したにもかかわらず、当該馬を他人の飼養する雌馬に種付けする(家畜改良増殖法第4条第1項の規定違反)事案が確認されたことをうけ、

- ① 都道府県知事が臨時に行った種畜検査に基づき種畜証明書の交付を受けた種畜(以下「当該種畜」という。)の飼養者は、当該種畜が飼養されている地域において定期種畜検査が行われる日以降も当該種畜を種付けの用に供する意思がある場合、都道府県知事が交付した種畜証明書の交付日から1年以内であっても必ず定期種畜検査を受検する必要があること
- ② 当該種畜が定期種畜検査を受検しなかった場合にあっては、都道府県知事が交付した種畜証明書は、都道府県知事が実施した検査の日から1か年を経過した日又は当該種畜が飼養されている地域において定期種畜検査が行われた日のうちいずれか早い日をもって失効するため、その場合には飼養者は速やかに種畜証明書を都道府県に返納すること

について周知依頼がありました。

つきましては、貴会会員に通知方よろしく願いいたします。

※別紙省略

事務連絡
令和4年8月17日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人日本獣医師会
副会長兼専務理事 境 政 人

マイナンバーカードの取得、健康保険証利用申込及び公金受取口座登録の促進並びに業界団体・個社の取組の好事例の情報提供について(依頼)

このことについて、令和4年7月5日付けで農林水産省から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、会員事業者に対して、マイナンバーカードの積極的な取得、健康保険証の利用申込及び公金受取口座登録の促進について要請するとともに、メリット一覧チラシや業界団体等の取組事例等について情報提供を依頼されたものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

農林水産省参考 URL：

マイナンバーカードの取得促進について(リーフレット等掲載)

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/kozin_zyoho/index.html

※別添省略

広告

Gazing at the future

ZENOAQ

動物の価値を高めること。
それが、私たちの使命です。

 日本全薬工業株式会社
ZENOAQ 福島県郡山市安積町笹川字平ノ上1-1

www.zenoaq.com



令和4年度埼玉県獣医師会学術広報版

(令和4年8月20日現在)

年 月 日	産 業 動 物	小 動 物	公 衆 衛 生
4 月			
5 月			
6 月			
7 月13日(水)		埼玉県獣医師会オンラインセミナー 「獣医再生医療汎用化時代を迎えて」 ひらの動物病院 平野由夫 先生	
8 月			
9 月 4 日(日)	令和4年度 関東・東京合同地区獣医師大会(神奈川)獣医学術関東・東京合同地区学会 (藤沢市 レンブラントホテル海老名)		
10月25日(火)		さいたま市支部 「日常の診療で知っておくべき骨折・脱臼 の一次管理」 日本大学 枝村一弥 先生 【Zoomにて開催】	
11月11日(金) ～13日(日)	第21回アジア獣医師会連合(FAVA)大会、令和4年度 日本獣医師会獣医学術学会年次大会 (福岡市 ヒルトン福岡シーホーク)		
12月6日(火)		南支部 「呼吸器疾患(仮)」 どうぶつの総合病院 佐藤雅彦 先生 【Zoomにて開催】	
令和5年 1 月	農林支部 令和4年度埼玉県家畜保健衛生 業績発表会 (場所 未定)		
2 月 1 日(水)		西支部 「犬の難治性外耳炎」 東京農工大学附属動物医療センター皮膚科 大隅尊史 先生 【Zoomにて開催】	
2 月			衛生支部 健康福祉研究発表会 食肉衛生技術研修会
3 月			

事 務 局 メ モ

ホームページ会員専用ページ 入室は URL <http://www.saitama-vma.org/>
ID:SVMA(半角・大文字) パスワード: MITSUO(半角・大文字)

- | | |
|--|--|
| 9月2日 第1回畜産懇話会(熊谷市 ホテルヘリ
テイジ) | 11月11日 第21回アジア獣医師会連合(FAVA)
～13日 大会、第40回日本獣医師会獣医学術学
会年次大会(令和4年度)(福岡県福岡市
ヒルトン福岡シーホーク) |
| 9月4日 関東・東京合同地区獣医師大会・三学
会(神奈川県海老名市 レンブラントホ
テル海老名) | |
| 9月23日 ソフトボール大会(さいたま市 大宮け
んぽグラウンド)→開催中止 | 令和5年 |
| 9月30日 令和4年度全国獣医師会会長会議(東京
都千代田区 都市センターホテル) | 2月26日 第3回関東・東京合同地区獣医師会理
事会(神奈川県藤沢市 藤沢商工会) |
| 10月1日 2022動物感謝デー in JAPAN(東京都台
東区 上野恩賜公園) | |

編集後記

広島と長崎に原爆が投下されて77年目の夏が来ました。8月15日は連合国に対し我が国が敗戦を認め無条件降伏を受諾し終戦を迎えた日であり、毎年追悼し戦争の惨禍を繰り返さないことを誓っています。広島市と長崎市の今年の平和宣言では、武力とりわけ核兵器の威嚇による力の均衡に基づく平和構築は、人類の存在を危うくすることに他ならないとして核兵器の放棄廃絶を実現するように強く訴えています。

ロシアによる一方的なウクライナ侵略戦争が勃発したことによって、我が国も武力増強が声高に議論され始めています。顧みるに、我が国は先の大戦によって無垢の市民や兵隊に多大な犠牲を強いた反省から、不戦を誓いそのことを憲法に記しました。敗戦後、戦地から帰国した兵士たちは戦火に散った同胞の思いを胸に、祖国の再建に力を奮いました。当時の人々は、非武装・中立・農業立国を目指し日本はアジアのスイスとならんとしました。しかし、戦後の国際情勢は東西の対立が先鋭化し朝鮮戦争が勃発するや我が国は否応なくその前線に立つことを余儀なくされました。西側の兵站を担う地政学的状況から農業立国の国是は工業立国再軍備へと道を歩みそのことは多くの市民を経済的に豊かにすることとなりました。1964年(昭和39年)の東京オリンピックの頃より近郊農業は衰退を始め、農水省は食料自給率を高める5ヵ年計画を立案し続けますが、一度も自給率が上昇したことは無く、下降の一途をたどり続けています。その結果、先進国の中で我が国と韓国だけが食料自給率50%以下です。食料の自給こそ国の独立を担保する重要な基盤であるとの認識で欧米諸国は80%以上の自給率を確保しています。今回のウクライナ危機に際しても、エネルギーは危機的状況であっても、食料は確保されています。わが国は小麦・食用油・大豆・トウモロコシといった人と家畜の両者の食料・飼料が不足し危機的状況に瀕しています。工業生産を基盤とした経済は、生産品を浪費または消費することにより経済が活性化します。必然として資源を消費し続けることにより成長が続きますが、

資源が尽きたり、消費が落ち込むことにより経済は行き詰まる宿命を持っています。行き詰まりを解決する手段として、人々の欲望を刺激したり、イノベーションなどといって新たな消費を喚起しますが、どこかで必ず行き詰まりが待っています。一方、農業生産を基盤とした経済活動は、その規模は小さいながら生産と消費が循環し資源を浪費する事ありません。人間の欲望という本能を抑制し、節度ある消費行動を促し、限りある資源を将来ともに有効に利用できるように持続的経済活動が実現する可能性があります。

終戦直後一千万を超える餓死者が出るのではないと言われた祖国を救ったのは日本の農業でした。アメリカでは豚の餌であった脱脂粉乳を『ミルク』と呼んで学校給食で児童の飲用にし、栄養不足を肝油で補った時代はほんの少し前の日本でした。工業生産経済の恩恵がある間は食料自給が逼迫していても危機意識を自覚することはありませんが、GDPの低下とともに、食料価格が個人の経済に影響する時代が到来するようになると思われます。世界全体が『脱炭素』『持続可能な社会』を合言葉にしようとしている今日、畜産や農業に新たな目を向けることが望まれているように思われます。

一人一人の欲望を抑制することがその集合体である国家の領土欲の抑制に連携し結果として恒久平和に帰結することが望まれます。

甲子園の夏も仙台育英高校が優勝旗を白河の関を越えて東北にもたらし幕を閉じました。季節は移ろい収穫の秋を迎えようとしています。唐代の劉禹錫の詩に『古より秋に逢えば 寂寥を悲しむ、我言うに 秋日は春朝に勝る、晴空一鶴 雲を排して上がり、便ち詩情を引きて碧霄に到る。』とあります。澄み切った秋の空を突き抜けるように飛び上がってゆく白鶴のように会員諸氏が希望を持って飛躍されることを願いつつ8月号の会報をお届けいたします。

(初雁)



ミルクが出ない



太りすぎ



卵が少ない

そんな悩みを

わかっていてくれる。



治りが遅い



高齢化



食欲がない

アクティは大切な動物の健康をサポートします。

私共、アクティ動薬事業部は、動物病院ならびに

牛、豚、鶏などの産業動物を対象とした

動物用医薬品、特別療法食、医療機器等の販売をしています。

20世紀は抗生物質の時代、

21世紀は生菌製剤の時代といわれるように、

健康に関する考え方も大きく変化してきています。

私たちは、獣医療を支えている関係者、畜産農家、

ペットオーナーの皆様方と共に、健康で、豊かで、安心な

生活を営んでいけるように、力を注いでまいります。

本社・長野県営業部

〒390-1301 長野県東筑摩郡山形村8228

TEL:0263-87-7247 FAX:0263-87-7247

北関東営業所

〒370-1135 群馬県佐波郡玉村町板井870

TEL:0270-65-0552 FAX:0270-65-0553

さいたま営業所

〒338-0004 埼玉県さいたま市中央区本町西5-3-24

TEL:048-611-6111 FAX:048-611-6116

千葉営業所

〒260-0851 千葉県千葉市中央区矢作町243

TEL:043-308-0221 FAX:043-308-0223

茨城営業所

〒311-4152 茨城県水戸市河和田1丁目1642-1

TEL:029-306-8271 FAX:029-251-3880

山梨営業所

〒409-3863 山梨県中巨摩郡昭和町河東中島1599-4

TEL:055-275-5573 FAX:055-275-5564

アクティ株式会社

<http://www.acty-kk.com>



日本獣医師会・獣医師会活動指針

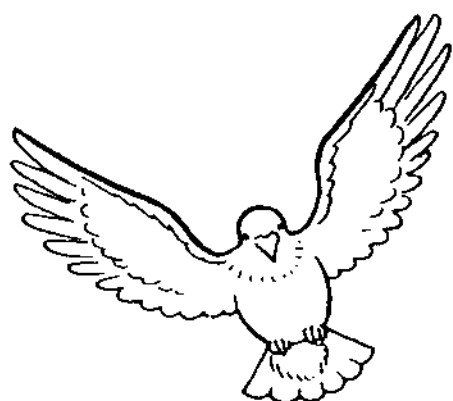
－ 動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。－

- 1 地球的課題としての食料・環境問題に対処する上で、生態系の保全とともに、感染症の防御、食料の安定供給などの課題解決に向け、「人と動物の健康は一つと捉え、これが地球環境の保全に、また、安全・安心な社会の実現につながる。」との考え方（One World-One Health）が提唱され、「人と動物が共存して生きる社会」を目指すことが求められている。
- 2 一方、動物が果たす役割は、食料供給源としてのほか、イヌやネコなどの家庭動物が「家族の一員・生活の伴侶」として国民生活に浸透するとともに、動物が人の医療・介護・福祉や学校教育分野に進出し、また、生物多様性保全における野生動物の存在など、その担うべき社会的役割は重みを増すとともに、一層多様化してきている。
- 3 他方、国民生活の安全・安心や社会・経済の発展を期する上で、食の安全性の確保や口蹄疫、トリインフルエンザ、狂犬病等に代表される新興・再興感染症に対する備えとともに、家庭動物の飼育が国民生活に普及する中で動物の福祉に配慮した適正飼育の推進が、更には、地球環境問題としての生物多様性の保全や野生鳥獣被害対策を推進する上での野生動物保護管理に対する関心が高まってきている。
- 4 我々、獣医師は、「日本獣医師会・獣医師倫理綱領－獣医師の誓い－95年宣言－」が規定する専門職職業倫理の理念の下で、動物に関する保健衛生の向上と獣医学術の振興・普及を図ること等を通じ、食の安全性の確保、感染症の防御、動物疾病の診断・治療、更には、野生動物保護管理や動物福祉の増進に寄与するとの責務を担っている。
- 5 獣医師会は、高度専門職業人としての獣医師が組織する公益団体として、獣医師及び獣医療に対する社会的要請を踏まえ、国民生活の安全保障、動物関連産業界の発展による社会経済の安定、更には、地球環境の保全に寄与することを目的に、「動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。」を活動の理念として、国民及び地域社会の理解と信頼の下で、獣医師会活動を推進する。

【参 考】

「One World-One Health」とは、動物と人及びそれを取り巻く環境（生態系）は、相互につながっていると包括的に捉え、獣医療をはじめ関係する学術分野が「ひとつの健康」の概念を共有して課題解決に当たるべきとの考え。2004年に野生生物保全協会（WSC）が提唱した。また、国際獣疫事務局（OIE）は、2009年に「より安全な世界のための獣医学教育の新展開」に関する勧告において、動物の健康、人の健康は一つであり生態系の健全性の確保につながるとする新たな理念として「One World-One Health」を実行すべきである旨を提唱している。

彩の国



さいたま

